

議案第33号

平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、平成29年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を議会に提出することについて、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告を議会に提出する必要があるため。

平成29年度

教育に関する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価に関する報告書

【附 教育の事務の管理・執行の点検及び評価シート】

瑞穂市教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	2
(1) 点検及び評価の目的	2
(2) 点検及び評価の対象	2
(3) 点検及び評価の実施方法	3・4
(4) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用について	5
3. 点検及び評価の結果について	6

附 属 教育の事務の管理・執行の点検及び評価シート

意 見 学識経験者における意見及び助言

1. はじめに

平成18年12月の教育基本法の改正と平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行政法」という。）が改正され、「教育委員会の責任体制の明確化」を目的として、同法第26条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2. 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(1) 点検及び評価の目的

点検・評価は、住民に対する行政の説明責任を果たすことによって教育行政に対する市民理解と信頼性の向上を図るとともに、今後重点化を図らなければならない分野を明確にすることによって、市民が求める質の高い教育を提供していくことを目的とする。

(2) 点検及び評価の対象

- 対象期間

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

- 点検及び評価対象事業

① 教育委員会の活動状況

② 教育委員会の主要事業の管理及び執行状況

※ 平成29年度に策定された「瑞穂市教育振興基本計画」（平成29年度～平成32年度）の基本計画に掲げる施策体系において、教育に関する事務事業について、その管理及び執行状況について点検及び評価を実施。

③ 「瑞穂市教育の方針と重点」に対する活動状況

(3) 点検及び評価の実施方法

- ・点検・評価の手順は、次のとおりとする。

1次評価 事務局担当課による自己評価



教育委員会への提示 1次評価について教育委員会へ提示、説明



学識経験者の知見の活用 学識経験者による意見聴取及び助言



最終評価 外部意見を取り入れ、教育委員会における最終評価



議会への報告書の提出・ホームページ公表

- ・評価基準について

評価	内 容
A	順調に達成している事業。また、達成した事業
B	おおむね順調に達成している事業
C	達成見込みが課題である事業
D	達成が順調でない事業。また、未実施の事業

- ・方針基準について

方針	内 容
継続	今後継続的に取組む事業
拡大	今後拡大を行う事業
改善	今後改善（効率化）を行う事業
縮小	今後縮小を行う事業
新規	新たに行う事業
廃止	今後実施しないこととした事業
完了	完了した事業

(4) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用について

点検・評価の客觀性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方々から意見をいただきため説明会を開催し、次の学識経験を有する3名から様々な意見・助言をいただいた。

- 下野正代（朝日大学保健医療学部看護学科教授）
- 後藤信義（中部学院大学非常勤講師）
- 西垣吉之（中部学院大学子ども学部子ども学科教授）

3. 点検及び評価の結果について

(1) 教育委員会の活動状況			評価	方針
教育委員会会議の実施状況			A	継続
調査活動の状況等			A	継続
(2) 教育委員会の主要事業の管理及び執行状況				
評 価	A	順調に達成している事業。また、達成した事業	項目 48/59 (82%)	
	B	おおむね順調に達成している事業	項目 7/59 (12%)	
	C	達成見込みが課題である事業	項目 2/59 (3%)	
	D	達成が順調でない事業。また、未実施の事業	項目 2/59 (3%)	
方 針	継続	今後継続的に取組む事業	項目 49/59 (83%)	
	拡大	今後拡大を行う事業	項目 1/59 (2%)	
	改善	今後改善（効率化）を行う事業	項目 3/59 (5%)	
	縮小	今後縮小を行う事業	項目 0/59 (0%)	
	新規	新たに行う事業	項目 4/59 (7%)	
	廃止	今後実施しないこととした事業	項目 0/59 (0%)	
	完了	完了した事業	項目 2/59 (3%)	
(3)「瑞穂市教育の方針と重点」に対しての活動状況				
評 価	A	順調に達成している事業。また、達成した事業	項目 20/23 (87%)	
	B	おおむね順調に達成している事業	項目 3/23 (13%)	
	C	達成見込みが課題である事業	項目 0/23 (0%)	
	D	達成が順調でない事業。また、未実施の事業	項目 0/23 (0%)	
方 針	継続	今後継続的に取組む事業	項目 23/23 (100%)	
	拡大	今後拡大を行う事業	項目 0/23 (0%)	
	改善	今後改善（効率化）を行う事業	項目 0/23 (0%)	
	縮小	今後縮小を行う事業	項目 0/23 (0%)	
	廃止	今後実施しないこととした事業	項目 0/23 (0%)	
	完了	完了した事業	項目 0/23 (0%)	

教育の事務の管理・執行の点検及び評価シート

評価基準及び方針基準

評価基準

評価	内 容
A	順調に達成している事業。また、達成した事業
B	おおむね順調に達成している事業
C	達成見込みが課題である事業
D	達成が順調でない事業。また、未実施の事業

方針基準

方針	内 容
継続	今後継続的に取組む事業
拡大	今後拡大を行う事業
改善	今後改善（効率化）を行う事業
縮小	今後縮小を行う事業
新規	新たに行う事業
廃止	今後実施しないこととした事業
完了	完了した事業

教 育 の 事 務 の 管 理 ・ 執 行 の 点 檢 及 び 評 価 シ ー ト

(1) 教育委員会の活動状況

事 業 名 称	事 業 内 容	主 管 課	29 年 度 の 執 行 状 況			29 年 度 の 実 施 内 容	前 年 度 の 課 題 と 対 応	評 価	評 価 説 明	方 針	今 後 の 課 題
			予 算 額 千 円	決 算 額 千 円	不 用 額 千 円						
教育委員会会議の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号から第19号、及び瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条に規定された第1号から第17号までの教育委員会の職務権限に関する事件について、毎月1回の定例会又は臨時会を開催し審議する。また、定例会等において学校訪問等現場視察も積極的に行う。 <p>※ 下記参考資料参照</p>	教育総務課	1,650	1,492	158	教育委員4名 報酬 委員 25千円/月 教育長交際費 292千円 定例会 12回 臨時会 2回 審議件数 規則等 11件 事件議決 35件 専決処分の承認 9件 報告事項 5件 意見聴取 19件 計 79件 現場訪問 8月 本田小学校 9月 南小学校 9月 図書館分館 10月 穂積北中学校 各学校研究発表会への参加	A	①教育委員会での報告 事務局より各事業の進捗状況やその他の報告が逐次行なわれ、委員との意見交換も活発に行なわれた。 ②現場訪問 保育所、学校等現場訪問を積極的に実施できた。 ③会議録の公開 会議録のホームページの早期掲載及び更新ができた。 ④学校給食会計の監督責任 学校給食会計において適正な会計処理が行えた。	継続		
調査活動の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会としての問題点を検討し、場合によっては、現地等視察を行う。また、研修等に参加し、教育行政について他の市町村との協調、情報交換を行う。 	教育総務課	196	186	10	旅費等 67千円 負担金 119千円 学校公表会、運動会など様々な学校行事に参加。	A	•各種研修等に参加し、教育行政について他の市町村との協調、情報交換を行うことができた。	継続		

【参考資料】

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
 （教育委員会の職務権限）
 第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
 1 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に關すること。
 2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に關すること。
 3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任命その他の人事に關すること。
 4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に關すること。
 5 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。
 6 教科書その他の教材の取扱いに關すること。
 7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に關すること。
 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に關すること。
 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に關すること。
 10 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。
 11 学校給食に關すること。
 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に關すること。
 13 スポーツに關すること。
 14 文化財の保護に關すること。
 15 ユネスコ活動に關すること。
 16 教育に関する法人に關すること。
 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に關すること。
 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に關する相談に關すること。
 19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に關する事務に關すること。

- 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年教育委員会規則第6号）
 （委任事務）
 第1条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する所管事務を教育長に委任する。
 1 保育、学校教育又は社会教育に關する一般方針を定めること。
 2 保育所、放課後児童クラブ及び学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
 3 教育財産並びに保育所及び放課後児童クラブ施設に係る財産の取得を申し出ること。
 4 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退について内申すること。
 5 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。
 6 前2号に定めるものほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
 7 教育長並びに教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の任命を行なうこと。
 8 保育所、放課後児童クラブ及び学校その他教育機関の敷地を選定すること。
 9 1件1,000万円以上の工事の計画を策定すること。
 10 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。
 11 教育委員会の所管に属する各機関及び各委員会の委員等の任免及び委解嘱に關すること。
 12 校長、教頭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
 13 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
 14 文化財の指定及び解除を行うこと。
 15 教育に關する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に關すること。
 16 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
 17 教育委員会に關する訴訟、審査請求に關すること。

(2) 教育委員会の主要事業の管理及び執行状況 ※『瑞穂市教育振興基本計画』における施策体系(大・中分類)に基づく主要事業【別添資料参照P21】

評価の括弧書きは、昨年度評価

No	大分類	中分類	施策の内容	事業名	事業内容	計画期間	主管課	29年度の執行状況			29年度の実施内容	前年度の課題と対応	評価	評価説明	方針	教育の方針と重点	今後の課題	
								予算額 千円	決算額 千円	不用額 千円								
1	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	保育所・幼稚園・小学校の連携強化	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子どもが健全に養育される質の高い幼児教育・保育環境、保育サービスの提供等、子育てと仕事をの調和のとれた環境づくりを推進します。 公立保育所と公立幼稚園の適正な規模について整備検討を行い、認定こども園への移行を検討します。	H29～H32	学校教育課 幼児支援課	0	0	0	瑞穂市幼保小連携推進会議(4/19、1/18)を開催し、小学校区ごとで協議した。その他、瑞穂市幼児教育の在り方検討委員会(1/19)を開催し、瑞穂市の幼稚園教育の在り方について検討した。 公立保育所で未満児保育未実施の保育所のうち、穂積保育所を公私連携型で整備することとして民間事業者と協定を締結した。平成30年4月から保育所型認定こども園として開園することになった。	A	みずほフラン基づき、幼保小の連携を図ることができた。 公立保育所の認定こども園への移行については、穂積保育所を公私連携保育所型認定こども園とすることで、多様化する保護者の保育ニーズに対応できる保育園とすることできた	継続				
2	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	預かり施設の拡充・体制整備	子どもの預かり施設の拡充・体制整備事業	保育所・幼稚園・放課後児童クラブにおける保育士・指導員等を確保し受け入れ体制を整備するとともに、子どもが健全に養育される質の高い幼児教育・保育環境、保育サービスの提供等、子育てと仕事をの調和のとれた環境づくりを促進します。	H29～H32	学校教育課 幼児支援課	271,444	269,199	2,245	国から2分の1、県から4分の1の負担金を受け、市内外の私立保育園、私立認定こども園、私立小規模保育所における保育に要する費用を支弁した。 また、私立保育所の一時預かり保育事業費、延長保育対策費、地域子育て支援センター事業費、運営費に対し補助した。 認可外保育所へは、県から2分の1の補助を受け、保育室の管理運営に寄与し、児童福祉の増進を図るために、0歳児については人当たり月35,130円、1歳児について月11,710円、2歳児については月5,855円を補助した。	A	市内の私立保育園、認定こども園、小規模保育所の入所児童数は181人であった。 健全に養育される保育環境、保育サービスの提供等、子育てと仕事をの調和のとれた環境づくりを促進できた。	継続				
3	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	預かり施設の拡充・体制整備	潜在保育士就業促進事業	保育士不足の解消と、スマートな就労につなげるために、保育士資格のある方を対象に、保育士就職チャレンジ研修を行います。	H29～H32	幼児支援課	103	102	1	9月28日：牛牧第1保育所、10月31日：西保育・教育センター、11月29日本田第1保育所、12月15日本田第2保育所の4会場、参加者6名で実施した。	A	保育士就職チャレンジ研修を受講したもののうち、3名の就労に繋がった。	継続				
4	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	預かり施設の拡充・体制整備	待機児童対策施設整備事業	全小学校区で未満児保育を実施できるよう、穂積保育所・牛牧第1保育所の建替えを検討します。 また、民間保育所の誘致活動を実施するとともに小規模保育施設による確保、認可外保育施設への支援も推進し待機児童の解消に努めます。	H29～H32	教育総務課 幼児支援課	112,358	112,358	0	瑞穂市保育所整備計画に基づき、穂積保育所を公私連携保育所型認定こども園へ移行するため、プロポーザル審査にて保育法人を選定し、第1候補者とし協議を行い、協定を締結した。 併せて、民間事業者による賃貸物件による小規模保育施設改修事業費補助、認定こども園の増築工事に対する補助を行い3歳未満児保育の預かり施設の拡充を図ったことで待機児童の解消につながった。	A	3歳未満児の保育施設が増えることで、待機児童の解消につながった。	継続				
5	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	預かり施設の拡充・体制整備	保育所施設改修事業	既存建物の耐震補強工事についても、整備済みである中、老朽化した施設において施設管理計画を基に維持修繕を計画的に実施し、安全で快適な保育環境の改善整備を図ります。	H29～H32	教育総務課	73,339	38,488	34,851 (繰越分合計)	公私連携保育所型認定こども園への移行に向けた穂積保育所の建替え(仮園舎建設)とそれに伴う旧園舎の取り壊しが滞りなく実施できた。	A	穂積保育所の建替え(仮園舎建設)とそれに伴う旧園舎の取り壊しが滞りなく実施できた。	継続				
6	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子育て支援サービスの充実	放課後児童健全育成事業	保護者が就業等により昼間家庭にいられない小学校1年から6年生までの児童を対象に、授業が終わった後の遊びの場や生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。	H29～H32	幼児支援課	76,547	72,581	3,966	サービスの周知は進んでおり、年間延べ利用児童数は5,226人、前年度比較1,791人増加した。公設公舎で9年目であるが、市としてのクラブの在り方がクラブ運営にも浸透してきていると思われる。小学校区によつてばらつきはあるが、アパート、新興住宅地が多い地域は、利用ニーズが高い。	A	課題：指導員・サポート及び実施場所の確保 対応：長期休業期間は駅西会館及び本田小学校多目的棟で実施。	B	安心して生活できることで、児童の心身のすこやかな成長が望める。また、児童が安全に放課後を過ごしていることで、就労の必要のある保護者は、その時間安心して仕事ができるよう寄与している。	継続	指導員・サポート及び実施場所の確保	
7	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子育て支援サービスの充実	子育て短期支援事業	保護者の疾病や就業等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活支援(ショートステイ事業)と夜間擁護等事業(トワイライトステイ事業)があります。	H29～H32	幼児支援課	690	396	294	一定の日数を養育又は保護するショートステイと、一定の時間を養育又は保護するトワイライトステイがあり、市内1ヶ所と市外1ヶ所の児童養護施設と業務委託した。 昨年度はショートステイで、延べ53日、12人の利用があった。	A	児童を児童養護施設において一定期間養育し、又は保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図った。	継続				

No	大分類	中分類	施策の内容	事業名稱	事業内容	計画期間	主管課	29年度の執行状況			29年度の実施内容	前年度の課題と対応	評価	評価説明	方針	教育の方針と重点	今後の課題
								予算額 千円	決算額 千円	不用額 千円							
8	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う事業で、市内在住の未就園児とその保護者を対象とし、子育てセミナー、子育て相談、出張講座、園庭開放などを行います。	H29 H32	幼児支援課	6,256	6,074	182	別府保育所地域子育て支援センターの年間延べ利用者数は、20,762人、前年度比較2,379人減少、牛牧第2保育所地域子育て支援センターの年間延べ利用者数は、9,059人、前年度比較512人の増加となった。、市民への事業の定着がみられる。		A	地域において子育て親子の交流等を促進し、地域の子育て支援機能の充実を図り、保護者の子育ての孤立感、不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進している。	継続		
9	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子育て支援サービスの充実	一時預かり事業	保護者の就業の都合や、保護者の疾病により、家庭で保育できない場合に、生後10か月以上から小学校就学前のお子さんを一時的に預かります。	H29 ～ H32	幼児支援課	690	396	294	公立は3園（別府保育所、牛牧第2保育所、中保育・教育センター）で実施。3園の年間延べ利用者数は1,704人となった。		A	仕事、通院、治療、冠婚葬祭などの場合などに対応できるため、保護者の育児に伴う負担の解消ができた。	継続		
10	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子育て支援サービスの充実	病児保育事業	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。市内では実施しているところはなく、近隣市町と広域利用できるよう契約します。	H29 ～ H32	幼児支援課	2,087	2,087	0	瑞穂市内には、病児・病後児保育施設はないが、平成22年度から近隣市町（岐阜市、北方町）、平成24年度には各務原市、平成25年度には岐南町、平成26年度には羽島市、平成29年度には海津市と協定書の締結をし、近隣市町の施設（10施設）の使用が可能となつた。年間延べ利用者数は395人、前年度比較109人増加した。		A	保護者が就労等している場合において、子どもが病気の際に自宅で保育が困難な時、就労等と子育ての両立に寄与している。	継続		瑞穂市内で事業実施する場合、医師会を通じて病院併設型の施設に委託することとなるが、現在市内での確保は困難。
11	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子育て支援サービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援を行う者（提供会員）と育児の支援を受ける者（利用会員）で構成され、子育て中の家庭の“困った”を提供会員がサポートする有償の相互援助活動で、NPO法人キッズスクエア瑞穂に委託しています。 主に保育所等への送迎や帰宅後の預かり、学童保育の迎え及び帰宅後の預かりを行います。	H29 ～ H32	幼児支援課	5,000	5,000	0	事業の運営をNPO法人に業務委託しており、平成23年度から本契約と協定書を締結し、本巣市民の利用が可能となりました。提供会員205人、利用会員659人、両方会員210人となつた。保育所等の子どもの送迎や始業前・終業後・冠婚葬祭や病気等での子どもの預かり、子どもの医療機関への受診等のサービスの年間利用件数は2,521件となつた。		A	学校・保育所等への急なお迎えや、育児に関しての必要な援助など、子育て家庭を応援する事業として定着してきた。	継続		
12	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子育て支援サービスの充実	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	H29 ～ H32	幼児支援課	0	0	0	子育て世代包括支援センターでの実施を検討。	H32年度末までに整備予定の「子育て世代包括支援センター」で実施検討	D	現状では利用者の求める支援・相談に応じることができない。	継続		H32年度末までに整備予定の「子育て世代包括支援センター」で実施検討
13	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子育て支援サービスの充実	子育て応援サイトの拡充事業	瑞穂市にお住まいの子育ての中のかたがたを応援するため、市の行政サービスや緊急時の連絡先、子育て関連施設・窓口など、子育てに必要な情報が満載の特設サイトです。	H29 ～ H32	幼児支援課	1,944	1,944	0	市の行政サービスや緊急時の連絡先、子育て関連施設・窓口など、子育てに必要な情報を掲載しました。また、12月にはチラシを各園に配布して周知を行つた。		A		継続		
14	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子育て支援サービスの充実	保育所園児の体力向上事業	市内の公立保育所では楽しく体を動かすことを通して、成長を促し、スポーツを楽しむ児童の育成と健康の保持増進を目指とした「幼児運動教室」を開催します。	H29 ～ H32	幼児支援課	1,225	1,225	0	年長児に対して幼児運動教室を実施。各園年6回実施した。		A	運動の楽しさや、危機回避能力の向上が図られた。その他、出来たという達成感が自信につながつた。	継続		
15	みずほを愛し、みずほを語り、みずほの活力となる人づくりを目指します。	保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子育て支援サービスの充実	子どものある居場所づくり	放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的にした事業です。 放課後子どもも総合プランに基づき、一体型または連携型での検討を行い、放課後子供教室と放課後児童クラブとの計画的な整備を進めます。	H29 ～ H32	教育幼稚園 幼児支援課 生涯学習課			0	3課で検討を実施した。	課題 関係課が放課後こども総合プランの共通したイメージを持つことが課題である。	D	関係課との検討のみとなつた。	継続		先進地事例を研究し、関係課の共通理解を図る必要がある。